

卸売市場法改正を踏まえた市場運営等の検討状況について

卸売市場法の改正（令和2年6月施行予定）を機に、附属機関（横浜市中央卸売市場開設運営協議会（以下「開設運営協議会」）及び市場取引委員会）の答申等を踏まえながら、中央卸売市場業務条例の改正を行っていきたいと考えています。

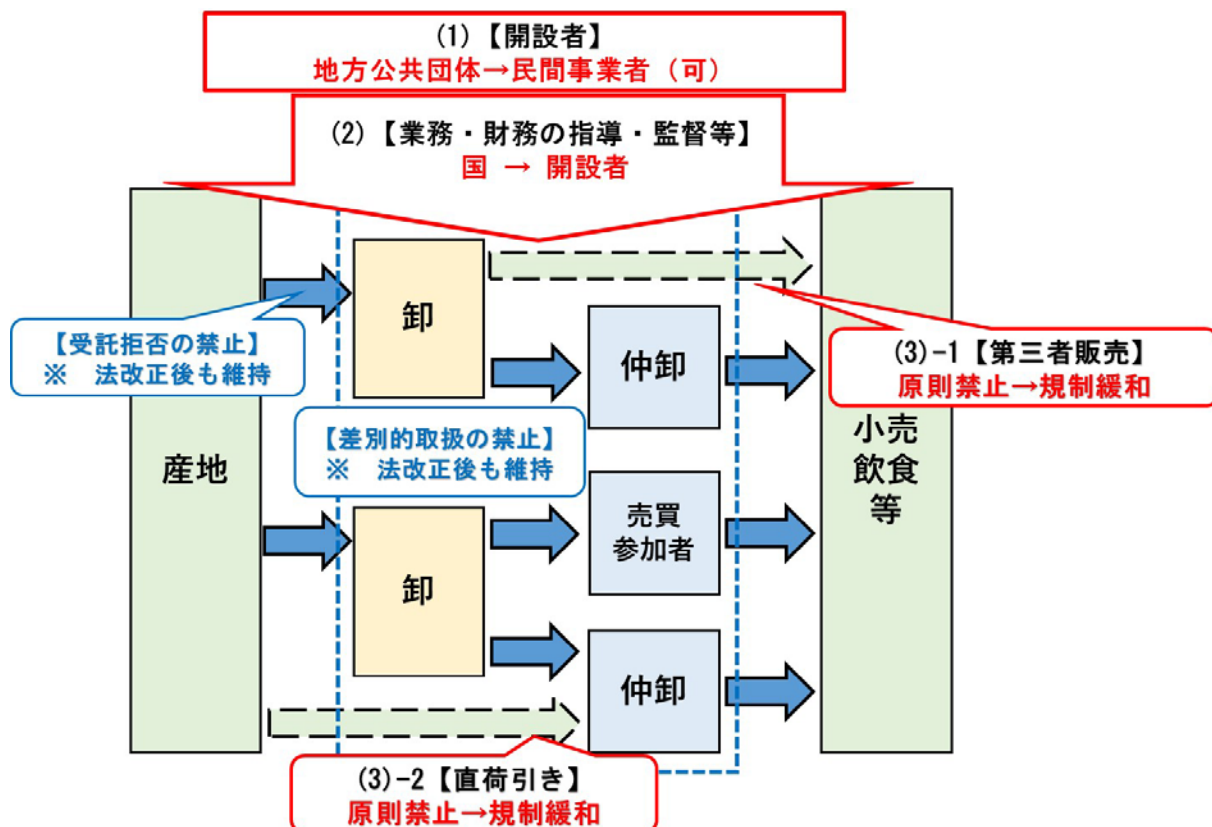
このたび、「市場の運営方式」に係る開設運営協議会の答申及び「市場の取引規制」に係る市場取引委員会の答申等をいただきましたので報告します。

1 改正卸売市場法のポイント

少子高齢化に伴う食料消費量の変化や流通構造の変化等により市場経由率が低下し、取扱高が全国的に減少傾向となる中、国では、卸売市場を含めた流通構造全体を合理化し、生産者・消費者双方のメリットを向上させることを目指し、平成30年6月に改正卸売市場法が公布されました。

<改正卸売市場法のポイント>

- (1) 地方公共団体に限定されていた卸売市場の開設者について、民間事業者でも可能となる。
- (2) 国が担ってきた卸売業者等への業務・財務の指導監督等について、開設者が実施することになる。
- (3) 原則禁止されていた取引ルール（「第三者販売」や「直荷引き」等）について、開設者が各市場の特性に合わせて定めることができる。



2 附属機関の答申等について

卸売市場法改正を機に、学識経験者や市場関係者等の委員から構成される附属機関から、市場の運営方式や取引規制等について答申を受けました。

(1) 運営方式について（開設運営協議会答申 骨子）

（平成30年10月から5回審議。令和元年8月に答申。）

「卸売市場法改正に係る市場の運営方式については、次の理由から、公設公営として横浜市が開設運営の役割を引き続き担っていくことが望ましい。」

- 卸売市場は生鮮食料品等の安定供給、公正な取引の確保等、高い公共的な機能が必要である。
- 横浜市が開設者となることで、
 - ・ 中小企業振興及び商店街活性化とも連動した市場活性化への相乗効果が期待できる。
 - ・ 横浜市衛生検査所との連携による、食の安全に関する充実した検査体制が期待できる。
 - ・ 災害時には、生鮮食料品等の供給拠点として、被災者へ供給する役割が期待できる。
 - ・ 京浜臨海部山内地区のまちづくりと連携した総合的な取組が期待できる。 等

⇒ 横浜市が開設運営者となり、現行の体制で官民一体となって市場の活性化を推進していくことが望ましい。 運営については、指定管理者制度の導入の可能性など、効率・効果的な運営体制を引き続き検討していくことを期待する。

(2) 取引規制等について（市場取引委員会答申 骨子）

（平成31年2月から、青果部2回、水産物部・鳥卵部3回、食肉部2回審議。令和元年9月に答申。）

公正・公平な取引の確保を前提としつつ、今後の市場活性化に向けて 規制緩和の方向性で検討すべきである。

<主な規制緩和>

- 第三者販売
卸売業者は仲卸業者及び売買参加者（仲卸業者等）以外の者への卸売が禁止されていたが、仲卸業者等以外の者への卸売を可能とする。
- 直荷引き
仲卸業者は卸売業者以外からの仕入れについて禁止されていたが、出荷者、他市場の卸売業者等からの仕入れを可能とする。

※「差別的取扱いの禁止」、「受託拒否の禁止」等の規制は改正法においても維持される。

【参考】ヨコハマ e アンケートの実施結果（抜粋）（令和元年5月実施、7月結果公表）

- ・ 登録者 3,236 名中、1,386 名（42.8%）が回答。
- ・ 質問例① 「横浜市中央卸売市場の重要度について」
⇒ 「重要である（73.9%）」 「やや重要である（21.6%）」、あわせて 95.5%
- ・ 質問例② 「横浜市が中央卸売市場の開設・運営に関与する必要性について」
⇒ 「必要である（63.3%）」 「やや必要である（26.6%）」、あわせて 89.9%
- ・ 自由意見では、横浜市中央卸売市場を公営で続けて欲しいという意見が見られた一方で、少数ではありますが、民間事業者が運営しても良いのではという意見も見られました。

3 今後の進め方

今後市場の運営ルールに関する開設運営協議会のご意見も踏まえながら、部毎の特性に合わせて取引の自由度をできるだけ高めつつ、公正・公平な取引の確保や市場の活性化につながるよう、条例改正に向けて検討していきたいと考えています。

なお、本条例の改正につきましては、令和元年第4回市会定例会での議案提出を予定しています。

<次頁以降、参考資料あり>

1 横浜市中心卸売市場の概要

(1) 施設概要

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

市場名	本場	食肉市場	
開設年月日	昭和 6 年 2 月 1 1 日	昭和 3 4 年 1 1 月 5 日	
所在地	神奈川県山内町 1 番地	鶴見区大黒町 3 番 53 号	
取扱品目	青果、水産物、鳥卵	食肉	
敷地面積	1 1 5, 8 4 3 m ² (うち公の施設 114, 584 m ²)	4 2, 7 3 9 m ² (うち公の施設 42, 555 m ²)	
建物 (建設時期)	<p>延べ床面積 1 3 1, 7 8 9 m²</p> <p>青果棟：昭和 60～平成 4 年 水産棟：昭和 55～61 年</p> <p>【主な施設】</p> <p>青果棟：4 7, 3 4 2 m² 水産棟：5 0, 2 8 2 m² 関連棟：6, 9 9 2 m² 第 1 冷蔵庫棟：5, 7 8 0 m² 第 2 冷蔵庫棟：3, 6 0 2 m²</p>	<p>延べ床面積 2 4, 0 1 0 m²</p> <p>本館棟：昭和 63～平成元年 仲卸棟：平成 6～7 年</p> <p>【主な施設】</p> <p>冷蔵室：3, 5 4 8 m² 解体室：1, 4 9 8 m² 内臓処理室：5 8 2 m² けい留所：2, 0 8 0 m²</p>	
取扱金額 (平成 30 年次)	<p>青果：約 949 億円 (全国 4 位) 水産物：約 587 億円 (全国 6 位) 鳥卵：約 6 億円</p>	食肉：約 163 億円 (全国 6 位)	
市場関係事業者数	卸売業者	青果部：2、水産物部：2、鳥卵部：1	食肉部：1
	仲卸業者	青果部：30、水産物部：61	食肉部：2
	売買参加者	青果部：701、水産物部：30、 鳥卵部：662	食肉部：194
	関連事業者	38	3

(2) 部別取扱高推移

[単位 上段：取扱数量=トン・下段：取扱金額=千円 対前年次増加率=%]

